

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	個人住民税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

総社市は、個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、秘密保持に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

岡山県総社市長

公表日

令和7年9月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税法における個人住民税関係事務
②事務の概要	個人住民税は地方税法に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税である。 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務において取り扱う。 ①課税対象者情報の準備。（地方税法第294条、第295条、第318条） ②納税者、特別徴収事業者からの、各種申告資料の受領。（地方税法第317条の2、第317条の3、第317条の3の2、第317条の3の3、第317条の6） ③他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認。（情報提供ネットワークシステムの利用を想定） ④地方税法第20条の11、第298条及び総社市税条例第35条に規定された調査 ⑤行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表のうち利用特定個人情報が地方税関係情報である各項並びに同法第19条第9号に規定された業務および機関に対する所得情報の提供。 ⑥行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表のうち利用特定個人情報が地方税関係情報である各項に規定された業務および機関に対する所得情報の移転。 ⑦申請に基づく所得・課税証明書の発行（コンビニ交付を含む。） ⑧収納・滞納情報の照会 ⑨滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ⑩納付書等の返戻 ⑪口座情報の管理、異動、照会 ⑫申請に基づく納税・納付証明書の発行
③システムの名称	個人住民税システム、課税ファイリングシステム、確定申告支援システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバー、地方税ポータルシステム、国税連携システム、国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、住民記録システム、宛名・納付システム、証明書コンビニ交付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、国民健康保険システム納付額ファイル、介護保険システム納付額ファイル、後期高齢者医療システム納付額ファイル、住民票情報ファイル、宛名・納付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表48の項 (情報提供) 番号法第19条8号に基づく主務省令 第2条の表の情報提供者が市町村長の項のうち、利用特定個人情報に地方税関係情報が含まれる項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	総務部税務課	
②所属長の役職名	課長	
6. 他の評価実施機関		
-		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	総社市中央一丁目1番1号 総務部総務課 (TEL.0866-92-8218)	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	総社市中央一丁目1番1号 総務部税務課市民税係 (TEL.0866-92-8234)、納税係 (TEL.0866-92-8239)	
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る積極的なガイドライン」の留意事項を遵守している。		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発			
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	当該業務の従事者にのみアクセス権限を付与している。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月22日	「IVリスク対策」の追加	－	－	事後	様式変更による
令和2年2月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		⑦所得・課税証明書の発行 の後に『(コンビニ交付を含む。)』を追加	事前	
令和2年2月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		最後尾に『、証明書コンビニ交付システム』を追加	事前	
令和3年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	Ntaxシステム、	削除	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 ・同法第19条第8号 ・同法第19条第9号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 ・同法第19条第9号 ・同法第19条第10号	事後	法律の改正による
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 ・同法第19条第8号 ・同法第19条第9号	・番号法第19条第8号 ・同法第19条第9号 ・同法第19条第10号	事後	法律の改正による
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	個人住民税は地方税法(第二章第一節(市町村民税)および第二章第一節(道府県民税))に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(本評価書では、以後「個人住民税」と称す)であり、その税額は、市町村が確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から決定するものである。 個人住民税には市町村が課すことのできる市町村民税(以後、個人市町村民税と称す)と道府県が課すことのできる道府県民税(以後、個人道府県民税と称す)が存在する。 個人市町村民税および個人道府県民税のそれぞれにおいて、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割の賦課額が決定される。これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われている。 住民からの申請に基づき、個人住民税情報から課税証明書等を発行する。 申告内容等の精査、無申告者への調査などは適時実施する。 なお、個人道府県民税については、地方税法第41条により「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収と合わせて賦課徴収等を行う」ものとされていることから、個人市町村民税とあわせて一括して賦課徴収を実施するものである。 地方税法等に則り、個人住民税の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①課税対象者情報の準備。(地方税法第294条、第295条、第318条) ②納税者、特別徴収事業者からの、各種申告資料の受領。(地方税法第317条の2、第317条の3、第317条の3の2、第317条の3の3、第317条の6) ③他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認。(情報提供ネットワークシステムの利用を想定) ④地方税法第20条の11、第298条及び総社市税条例第35条に規定された調査 ⑤行政手続における特定の個人を識別するための番号	個人住民税は地方税法に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税である。 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務において取り扱う。 ①課税対象者情報の準備。(地方税法第294条、第295条、第318条) ②納税者、特別徴収事業者からの、各種申告資料の受領。(地方税法第317条の2、第317条の3、第317条の3の2、第317条の3の3、第317条の6) ③他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認。(情報提供ネットワークシステムの利用を想定) ④地方税法第20条の11、第298条及び総社市税条例第35条に規定された調査 ⑤行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表のうち利用特定個人情報が地方税関係情報である各項並びに同法第19条第9号に規定された業務および機関に対する所得情報の提供。 ⑥行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表のうち利用特定個人情報が地方税関係情報である各項に規定された業務および機関に対する所得情報の移転。 ⑦申請に基づく所得・課税証明書の発行(コンビニ交付を含む。) ⑧収納・滞納情報の照会 ⑨滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ⑩納付書等の返戻 ⑪口座情報の管理、異動、照会 ⑫申請に基づく納税・納付証明書の発行	事後	法律の改正による
令和7年8月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条及び別表第一第16項	番号法第9条第1項 別表24の項	事後	法律の改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 同法別表第二第1項、第2項、第3項、第4項、第6項、第8項、第9項、第11項、第16項、第18項、第23項、第26項、第27項、第28項、第29項、第31項、第34項、第35項、第37項、第39項、第40項、第42項、第48項、第54項、第57項、第58項、第59項、第61項、第62項、第63項、第64項、第65項、第66項、第67項、第70項、第71項、第74項、第80項、第84項、第87項、第91項、第92項、第94項、第97項、第101項、第102項、第103項、第106項、第107項、第108項、第113項、第114項、第115項、第116項、第117項、第120項並びに同法第19条第9号に規定された業務および機関に対する所得情報の提供 なお、今後同法第19条第10号に基づき条例を定めた都度追記するおよび情報提供者が市町村長となる 地方税関係情報各号、並びに内閣府・総務省令第5号第16条	(情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表48の項 (情報提供) 番号法第19条8号に基づく主務省令 第2条の表の情報提供者が市町村長の項のうち、利用特定個人情報に地方税関係情報が含まれる項	事後	法律の改正による
令和7年8月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる
令和7年8月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる
令和7年8月1日	IV リスク対策 8.人を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に伴い追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	IV リスク対策 8.人を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	-	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー 登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意 事項を遵守している	事後	様式変更に伴い追記